

**山形県建築工事関連業務委託に係る
競争入札による総合評価落札方式における評価の考え方**



令和 4 年 7 月

山形県 県土整備部 建築住宅課営繕室

総合評価落札方式の分類

建築関係建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の評価方式の分類は、下記の2タイプとする。

業務種別	評価方式 (価格点:技術点)	対象業務	技術的内容 (参考)	業務の設計金額
設計業務	標準型 (1:2)	入札者の提示する企業及び技術者の実績・経験、業務の実施方針によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務	難易度が高い業務 (文化施設、医療施設等)	設計金額が 5百万円以上の 業務
	簡易型 (1:1)		難易度が標準の業務 (上記以外)	
工事監理業務	標準型 (1:1.8)		難易度が高い業務 (文化施設、医療施設等)	
	簡易型 (1:0.8)		難易度が標準の業務 (上記以外)	

※ 技術力が求められる大規模事業（設計金額（税込）が3千万円以上）の業務委託については、原則として総合評価落札方式を適用するものとする。

ただし、設計金額（税込）が3千万円未満の業務委託についても、技術力が求められる業務委託については、総合評価落札方式を適用することができるものとする。

また、プロポーザル方式等の総合評価落札方式以外の発注方式が適していると考えられる業務委託については、総合評価落札方式以外の発注方式を採用することができるものとする。

技術点の評価項目例と配点例

技術点は、入札参加者が提出した技術資料により、評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。評価点の配点例を下表に示す（なお、[]内の点は、工事監理業務における配点例）。

評価の視点	評価項目			評価点				
				標準型		簡易型		
企業評価	企業の技術力	(1) 企業の業務実績（同種・類似業務）		4		4		
		(2) 企業の業務成績		4 [－]		4 [－]		
	企業の信頼性・社会性	(3) 企業の地域貢献度（災害協定等）		4		4		
		(4) 企業の地域貢献度（インターンシップ等）		4		4		
	企業の情報収集力	(5) 企業の業務実績（業務実施箇所）		4		4		
小計				20 [16]		20 [16]		
技術者評価	資格要件	(6) 技術者資格	担当主任技術者	総合	1	4	1	4
				構造	1		1	
				電気設備	1		1	
				機械設備	1		1	
	専門技術力	(7) 技術者の業務経験（同種・類似業務）	管理技術者		2	6	2	6
			担当主任技術者	総合	1		1	
				構造	1		1	
				電気設備	1		1	
		機械設備		1	1			
		(8) 技術者の業務成績	管理技術者		2	6 [－]	2	6 [－]
			担当主任技術者	総合	1		1	
構造				1	1			
電気設備	1			1				
機械設備	1	1						
専任性	(9) 管理技術者の専任性		3		3			
情報収集力	(10) 管理技術者の業務経験（業務実施箇所）		6		6			
技術研鑽	(11) 技術者のCPD ^(注) （継続教育）	管理技術者		1	5	1	5	
		担当主任技術者	総合	1		1		
			構造	1		1		
			電気設備	1		1		
			機械設備	1		1		
小計				30 [24]		30 [24]		
技術力評価	業務理解度	(12) 目的、条件、内容の理解		30		－		
	実施手順	(13) 実施手順と業務量把握の妥当性		20		－		
	小計		50		－			
合計				100 [90]		50 [40]		

(注) CPD : Continuing Professional Development

技術点の評価項目毎の評価基準例と配点例

技術点の評価項目毎の評価基準と配点は次のとおりとする。

(1) 企業の技術力 | 企業の業務実績(同種・類似業務)

評価基準、評価点は「県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式ガイドライン(令和4年7月 山形県県土整備部)(以下「ガイドライン」と言う)」P11(1)企業の技術力 企業の業務実績(同種・類似業務)による。

解説

■評価の視点

ガイドラインP11(1)企業の技術力 企業の業務実績(同種・類似業務)による。

■評価に関する運用事項

ガイドラインP11(1)企業の技術力 企業の業務実績(同種・類似業務)による。なお、「TECRIS」は「PUBDIS」に読み替える。

■技術資料作成時の留意事項

ガイドラインP11(1)企業の技術力 企業の業務実績(同種・類似業務)による。なお、「TECRIS」は「PUBDIS」に読み替える。

■記載内容を証明する添付資料

ガイドラインP11(1)企業の技術力 企業の業務実績(同種・類似業務)による。なお、「TECRIS」は「PUBDIS」に読み替える。

(2) 企業の技術力 | 企業の業務成績

評価基準、評価点はガイドライン P13 (2) 企業の技術力 企業の業務成績による。

解説

■評価の視点

ガイドライン P13 (2) 企業の技術力 企業の業務成績による。

■評価の対象業務

- ・設計業務の場合に評価する項目とする。
- ・工事監理業務においては評価対象としない。

■評価に関する運用事項

- ・「過去3年度」とは、直前3か年度（当該業務の発注年度は含まない。）をいい、この期間内に業務完了後の引渡しが完了した山形県県土整備部、農林水産部及びその他部局（警察本部、企業局、病院事業局等）所管業務のうち、設計業務に係る全ての業務成績評定点を評価対象とする。
- ・直前3か年度に引渡しが完了した業務の業務種別は、以下の山形県ホームページにおいて確認することができる。

<https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsu-jouhou/nyuusatsu-jouhou/2nd-chotatsu/nyuusatsu-jouhou/kn/nks/hinkaku-nyusatu.html>

- ・年度当初（4～5月）の期間については、前年度の業務成績評定点の集計が完了していないことから、直前3か年度ではなく、当該業務の発注年度の前々年度以前の3か年度を評価対象期間とできるものとし、入札条件又は入札公告及び入札説明書において示すものとする。
- ・評価対象業務の業務成績評定の平均点（小数点以下は切り捨て）を算定し評価する。業務実績が全くなかった者の評価点は「0点」とする。
- ・設計共同体として実施した業務の業務成績評定点は、業務額の比率が20%以上の構成員に限り評価対象とする。
- ・企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の業務成績評定についても評価対象とする。

■技術資料作成時の留意事項

ガイドライン P13 (2) 企業の技術力 企業の業務成績による。

■記載内容を証明する添付資料

ガイドライン P13 (2) 企業の技術力 企業の業務成績による。

(3) 企業の信頼性・社会性 | 企業の地域貢献度(災害協定等)

評価項目	評価基準	評価点	
		標準型	簡易型
地域貢献活動（災害協定等）の有無	県土整備部業務災害協定を締結している。	4	4
	県土整備部業務災害協定以外の山形県との災害協定等を締結している。	2	2
	災害協定等の締結なし	0	0

解説

■評価の視点

ガイドライン P16（4）企業の信頼性・社会性 企業の地域貢献度（災害協定等）による。

■評価に関する運用事項

ガイドライン P16（4）企業の信頼性・社会性 企業の地域貢献度（災害協定等）による。

■技術資料作成時の留意事項

ガイドライン P16（4）企業の信頼性・社会性 企業の地域貢献度（災害協定等）による。

■記載内容を証明する添付資料

ガイドライン P16（4）企業の信頼性・社会性 企業の地域貢献度（災害協定等）による。

■注意事項

ガイドライン P16（4）企業の信頼性・社会性 企業の地域貢献度（災害協定等）による。

(4) 企業の信頼性・社会性 | 企業の地域貢献度(インターンシップ等)

評価項目	評価基準	評価点	
		標準型	簡易型
過去2年度における地域貢献活動(インターンシップ等)の有無	インターンシップ、職場体験学習等の受入実績を有している。	4	4
	受入実績を有していない。	0	0

解説

■評価の視点

ガイドライン P23 (7) 企業の信頼性・社会性 企業の地域貢献度(インターンシップ等)による。

■評価に関する運用事項

ガイドライン P23 (7) 企業の信頼性・社会性 企業の地域貢献度(インターンシップ等)による。

■技術資料作成時の留意事項

ガイドライン P23 (7) 企業の信頼性・社会性 企業の地域貢献度(インターンシップ等)による。

■記載内容を証明する添付資料

ガイドライン P23 (7) 企業の信頼性・社会性 企業の地域貢献度(インターンシップ等)による。

(5) 企業の情報収集力 | 企業の業務実績(業務実施箇所)

評価基準、評価点はガイドライン P25 (8) 企業の情報収集力 企業の業務実績 (業務実施箇所) による。

解説

■評価の視点

ガイドライン P25 (8) 企業の情報収集力 企業の業務実績 (業務実施箇所) による。

■評価に関する運用事項

ガイドライン P25 (8) 企業の情報収集力 企業の業務実績 (業務実施箇所) による。なお、「TECRIS」は「PUBDIS」に読み替える。また、簡易型は通常型のみとする。

■技術資料作成時の留意事項

ガイドライン P25 (8) 企業の情報収集力 企業の業務実績 (業務実施箇所) による。なお、「TECRIS」は「PUBDIS」に読み替える。

■記載内容を証明する添付資料

ガイドライン P25 (8) 企業の情報収集力 企業の業務実績 (業務実施箇所) による。なお、「TECRIS」は「PUBDIS」に読み替える。

(6) 資格要件 | 技術者の資格

評価項目	分担業務分野	評価する資格	評価点	
			標準型	簡易型
技術者資格	総合	一級建築士	1	1
		二級建築士	0.5	0.5
		上記以外の者	0	0
	構造	一級建築士	1	1
		二級建築士	0.5	0.5
		上記以外の者	0	0
	電気設備	建築設備士、技術士、一級建築士	1	1
		一級電気工事施工管理技士	0.5	0.5
		二級電気工事施工管理技士	0.25	0.25
		上記以外の者	0	0
	機械設備	建築設備士、技術士、一級建築士	1	1
		一級管工事施工管理技士	0.5	0.5
		二級管工事施工管理技士	0.25	0.25
		上記以外の者	0	0

解説

■評価の視点

ガイドライン P28 (10) 資格要件 技術者の資格による。なお、「配置予定管理技術者等」は「配置予定担当主任技術者」に読み替えるものとする。

■評価に関する運用事項

- ・簡易型は通常型のみとする。
- ・担当主任技術者は、再委託を予定している協力者の技術者は評価しない。
- ・複数の資格を有する場合、最高の評価点となるもののみを評価し、評価点は重複して加算しない。
- ・同一の担当主任技術者が複数の分担業務分野を担当する場合、最高の評価点となる1分野のみを評価し、評価点は重複して加算しない。
- ・「技術士」は、以下の資格を有する者のみ評価する。
 - (1) 担当する分担業務分野が電気設備の場合…電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）の資格
 - (2) 担当する分担業務分野が機械設備の場合…機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）の資格
- ・「建築士」は、資料提出時点において建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の37第1項「1 一級建築士定期講習」の項イ（同条第2項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、評価しない。

- ・技術資料提出時に配置予定担当主任技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、各分野における担当主任技術者の評価の合計が最も低い者を評価対象者とする。

例：配置予定担当主任技術者(総合)として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合

担当主任技術者の評価項目		候補者の評価	
		(総合) 候補者A	(総合) 候補者B
資格要件	技術者の資格	1	0
専門技術力	技術者の業務経験(同種・類似業務)	1	0
	技術者の業務成績	1	0
技術研鑽	技術者のCPD(継続教育)	1	0
合計		4	0

この場合、評価点の合計が最も低い候補者Bが総合分野の評価対象者となり、技術者資格の評価は「0点」となる。担当主任技術者の他の評価項目についても同様に評価する。

■技術資料作成時の留意事項

ガイドライン P28 (10) 資格要件 技術者の資格による。なお、「管理技術者等」は「担当主任技術者」に読み替えるものとする。

■記載内容を証明する添付資料

ガイドライン P28 (10) 資格要件 技術者の資格による。

(7) 専門技術力 | 技術者の業務経験(同種・類似業務)

評価項目	技術者の別		a 過去の業務での立場			b 過去の業務の種類		
			管理技術者	担当主任技術者	担当技術者	同種業務	類似業務	同種又は類似業務の経験なし
過去10年間の同種・類似業務の経験	管理技術者		2	1	0.5	1	0.5	0
	担当主任技術者の分担業務分野	総合	1	1	0.5	1	0.5	0
		構造	1	1	0.5	1	0.5	0
		電気設備	1	1	0.5	1	0.5	0
		機械設備	1	1	0.5	1	0.5	0

解説

■評価の視点

ガイドライン P30 (11) 専門技術力 技術者の業務経験(同種・類似業務)による。

■評価に関する運用事項

- ・標準型、簡易型とも、配置予定の管理技術者、担当主任技術者ごとに、上表の a × b により算出した値を評価点として評価する。
- ・分担業務分野が、過去の経験と同じ場合のみ評価する。
- ・担当主任技術者は、再委託を予定している協力者の技術者は評価しない。
- ・同一の担当主任技術者が複数の分担業務分野を担当する場合、最高の評価点となる1分野のみを評価し、評価点は重複して加算しない。
- ・「過去10年間」とは、直前10か年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に業務完了後の引渡しが完了した業務を対象とする。
- ・国(独立行政法人、国立大学法人、事業団を含む。)、都道府県(企業局、公社を含む。山形県においては山形県建設技術センターを含む。)、市町村(一部事務組合等、公社を含む。)、公立大学法人、学校法人、土地区画整理組合及び土地改良区並びに公益民間企業の発注した業務を対象とする。
- ・「公益民間企業」とは、PUBDIS登録の『大分類』で「公益民間企業」に分類され、『中分類』の「その他」を除く機関(電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第3セクター、(東・中・西)日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、(首都・阪神・本州四国連絡)高速道路株式会社、PFI事業者等)とする。
- ・配置予定管理技術者等は、入札条件又は入札公告及び入札説明書、仕様書等の要件を満たす者とする。
- ・業務経験は、該当業務の履行期間の1/2を超える期間、元請けの「管理技術者」、「担当主任技術者」又は「担当技術者」として従事したものに限る。ただし、該当業務の全部を一時中止した期間は履行期間に含めない。
- ・同種業務、類似業務については、入札条件又は入札公告及び入札説明書で示された条件とする。

- ・技術資料提出時に配置予定管理技術者等が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、管理技術者等の評価の合計が最も低い者を評価対象者とする。

例：配置予定管理技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合

管理技術者の評価項目		候補者の評価	
		候補者 A	候補者 B
専門技術力	技術者の業務経験（同種・類似業務）	2	0
	技術者の業務成績	2	0
専任性	技術者の専任性	3	1
情報収集力	技術者の業務経験（業務実施箇所）	6	3
技術研鑽	技術者のCPD（継続教育）	1	0
合計		14	4

この場合、評価点の合計が最も低い候補者Bが評価対象者となり、技術者の業務経験（同種・類似業務）の評価は「0点」となる。管理技術者の他の評価項目についても同様に評価する。

例：配置予定担当主任技術者（総合）として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合

担当主任技術者の評価項目		候補者の評価	
		（総合） 候補者 A	（総合） 候補者 B
資格要件	技術者の資格	1	0
専門技術力	技術者の業務経験（同種・類似業務）	1	0
	技術者の業務成績	1	0
技術研鑽	技術者のCPD（継続教育）	1	0
合計		4	0

この場合、評価点の合計が最も低い候補者Bが総合分野の評価対象者となり、技術者の業務経験（同種・類似業務）の評価は「0点」となる。担当主任技術者の他の評価項目についても同様に評価する。

- ・設計共同体としての業務経験は、業務額の20%以上の構成員に限り評価対象とする。

■技術資料作成時の留意事項

ガイドライン P30 (11) 専門技術力 技術者の業務経験（同種・類似業務）による。なお、「TECRIS」は「PUBDIS」に読み替える。

■記載内容を証明する添付資料

ガイドライン P30 (11) 専門技術力 技術者の業務経験（同種・類似業務）による。なお、「TECRIS」は「PUBDIS」に読み替える。

(8) 専門技術力 | 技術者の業務成績

評価項目	業務成績評定の平均点	管理技術者の 成績評価の場合	担当主任技術者の 成績評価の場合
過去3年度に おける業務成績 評定の平均点	86点以上	2	1
	83点以上 86点未満	1.5	0.75
	80点以上 83点未満	1	0.5
	77点以上 80点未満	0.5	0.25
	77点未満又は評定通知なし	0	0

解説

■評価の視点

配置予定の管理技術者、担当主任技術者が有する過去3年度の管理技術者等として従事した業務の業務成績評定点を評価する。

■評価の対象業務

- ・設計業務の場合に評価する項目とする。
- ・工事監理業務においては評価対象としない。

■評価に関する運用事項

- ・標準型、簡易型とも、配置予定の管理技術者、担当主任技術者ごとに、上表により算出した値を評価点として評価する。
- ・「過去3年度」とは、直前2か年度（当該業務の発注年度は含まない。）をいい、この期間内に業務完了後の引渡し完了した山形県県土整備部、農林水産部及びその他部局（警察本部、企業局、病院事業局等）所管業務のうち、設計業務に係る全ての業務成績評点を評価対象とする。
- ・直前3か年度に引渡し完了した業務の業務種別は、以下の山形県ホームページにおいて確認することができる。
https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/nks/hinkaku-nyusatu.html
- ・年度当初（4～5月）の期間については、前年度の業務成績評定点の集計が完了していないことから、直前3か年度ではなく、当該業務の発注年度の前々年度以前の3か年度を評価対象期間とできるものとし、入札条件又は入札公告及び入札説明書において示すものとする。
- ・評価対象業務の業務成績評定の平均点（小数点以下は切り捨て）を算定し評価する。業務実績が全くなかった者の評価点は「0点」とする。
- ・評価対象とする「管理技術者等として従事した業務の業務成績評定点」は、配置予定管理技術者等が「管理技術者」、「担当主任技術者」又は「担当技術者」として従事した全ての業務の平均点（小数点以下は切り捨て）とする。
- ・同一業務の途中で技術者を変更した場合は、最終の技術者を評価対象とする。

- ・技術資料提出時に配置予定管理技術者等が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、管理技術者等の評価の合計が最も低い者を評価対象者とする。

例：配置予定管理技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合

管理技術者の評価項目		候補者の評価	
		候補者 A	候補者 B
専門技術力	技術者の業務経験（同種・類似業務）	2	0
	技術者の業務成績	2	0
専任性	技術者の専任性	3	1
情報収集力	技術者の業務経験（業務実施箇所）	6	3
技術研鑽	技術者のCPD（継続教育）	1	0
合計		14	4

この場合、評価点の合計が最も低い候補者Bが評価対象者となり、技術者の業務成績の評価は「0点」となる。管理技術者の他の評価項目についても同様に評価する。

例：配置予定担当主任技術者（総合）として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合

担当主任技術者の評価項目		候補者の評価	
		（総合） 候補者 A	（総合） 候補者 B
資格要件	技術者の資格	1	0
専門技術力	技術者の業務経験（同種・類似業務）	1	0
	技術者の業務成績	1	0
技術研鑽	技術者のCPD（継続教育）	1	0
合計		4	0

この場合、評価点の合計が最も低い候補者Bが総合分野の評価対象者となり、技術者の業務成績の評価は「0点」となる。担当主任技術者の他の評価項目についても同様に評価する。

- ・設計共同体としての業務経験は、業務額の20%以上の構成員に限り評価対象とする。

■技術資料作成時の留意事項

ガイドライン P34(13) 専門技術力 技術者の業務成績による。

■記載内容を証明する添付資料

ガイドライン P34(13) 専門技術力 技術者の業務成績による。

(9) 専任性 | 技術者の専任性

評価基準、評価点はガイドライン P36 (14) 専任性 技術者の専任性による。

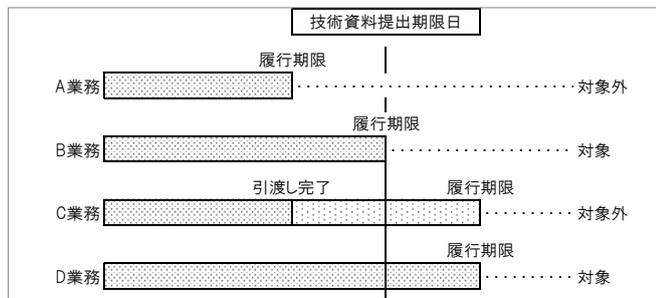
解説

■評価の視点

ガイドライン P36 (14) 専任性 技術者の専任性による。なお、「配置予定管理技術者等」は「配置予定管理技術者」と読み替えるものとする。

■評価に関する運用事項

- ・簡易型は通常型のみとする。
- ・履行期限が、技術資料提出期限日以降の業務を対象とする。ただし、履行期限が技術資料提出期限日以降であっても、技術資料提出期限日までに業務完了後の引渡し完了した業務は対象外とする。
- ・国（独立行政法人、国立大学法人、事業団を含む。）、都道府県（企業局、公社を含む。山形県においては、山形県建設技術センターを含む。）、市町村（一部事務組合等、公社を含む。）、公立大学法人、学校法人、土地区画整理組合及び土地改良区並びに公益民間企業の発注した業務を対象とする。
- ・「公益民間企業」とは、PUBDIS 登録の『大分類』で「公益民間企業」に分類され、『中分類』の「その他」を除く機関（電力会社、ガス会社、電信電話会社、J R、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第3セクター、（東・中・西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都・阪神・本州四国連絡）高速道路株式会社、P F I 事業者等）とする。
- ・現在従事している業務は、「管理技術者」、「担当主任技術者」又は「担当技術者」として従事している請負金額が 100 万円以上の業務に限る。
- ・対象となる従事業務の考え方は下図を参考とすること。



- ・技術資料提出時に配置予定管理技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、管理技術者の評価の合計が最も低い者を評価対象者とする。

例：配置予定管理技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合

管理技術者の評価項目		候補者の評価	
		候補者 A	候補者 B
専門技術力	技術者の業務経験（同種・類似業務）	2	0
	技術者の業務成績	2	0
専任性	技術者の専任性	3	1
情報収集力	技術者の業務経験（業務実施箇所）	6	3
技術研鑽	技術者のCPD（継続教育）	1	0
合計		14	4

この場合、評価点の合計が最も低い候補者Bが評価対象者となり、技術者の専任性の評価は「0点」となる。管理技術者の他の評価項目についても同様に評価する。

- ・設計共同体としての業務経験は、業務額の20%以上の構成員に限り評価対象とする。

■技術資料作成時の留意事項

ガイドライン P36 (14) 専任性 技術者の専任性による。なお、「TECRIS」は「PUBDIS」に読み替える。

■記載内容を証明する添付資料

ガイドライン P36 (14) 専任性 技術者の専任性による。なお、「TECRIS」は「PUBDIS」に読み替える。

(10) 情報収集力 | 技術者の業務経験(業務実施箇所)

評価基準、評価点はガイドライン P41 (15) 情報収集力 技術者の業務経験 (業務実施箇所) による。

解説

■評価の視点

ガイドライン P41 (15) 情報収集力 技術者の業務経験 (業務実施箇所) による。なお、「配置予定管理技術者等」は「配置予定管理技術者」と読み替えるものとする。

■評価に関する運用事項

- ・簡易型は通常型のみとする。
- ・「過去2年間」とは、直前2か年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に元請として業務完了後の引渡し完了した業務を対象とする。
- ・国 (独立行政法人、国立大学法人、事業団を含む。)、都道府県 (企業局、公社を含む。山形県においては、山形県建設技術センターを含む。)、市町村 (一部事務組合等、公社を含む。)、公立大学法人、学校法人、土地区画整理組合及び土地改良区並びに公益民間企業の発注した業務を対象とする。
- ・「公益民間企業」とは PUBDIS 登録の『大分類』で「公益民間企業」に分類され、『中分類』の「その他」を除く機関 (電力会社、ガス会社、電信電話会社、J R、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第3セクター、(東・中・西) 日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、(首都・阪神・本州四国連絡) 高速道路株式会社、P F I 事業者等) とする。
- ・「業務実施箇所が含まれている地域」とは、総合支庁本庁舎、地域振興局がそれぞれ所管する7つの地域 (東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜、庄内) 単位とする。
- ・業務経験は、該当業務の**履行期間の1/2を超える期間**、元請けの「管理技術者」、「担当主任技術者」又は「担当技術者」として従事したものに限る。ただし、該当業務の全部を一時中止した期間は履行期間に含めない。

- ・技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、配置予定技術者の評価の合計が最も低い者を評価対象者とする。

例：配置予定管理技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合

管理技術者の評価項目		候補者の評価	
		候補者 A	候補者 B
専門技術力	技術者の業務経験（同種・類似業務）	2	0
	技術者の業務成績	2	0
専任性	技術者の専任性	3	1
情報収集力	技術者の業務経験（業務実施箇所）	6	3
技術研鑽	技術者のCPD（継続教育）	1	0
合計		14	4

この場合、評価点の合計が最も低い候補者Bが評価対象者となり、技術者の業務経験（業務実施箇所）の評価は「0点」となる。管理技術者の他の評価項目についても同様に評価する。

- ・設計共同体としての業務経験は、業務額の20%以上の構成員に限り評価対象とする。

■技術資料作成時の留意事項

ガイドライン P41 (15) 情報収集力 技術者の業務経験（業務実施箇所）による。なお、「TECRIS」は「PUBDIS」に読み替える。

■記載内容を証明する添付資料

ガイドライン P41 (15) 情報収集力 技術者の業務経験（業務実施箇所）による。なお、「TECRIS」は「PUBDIS」に読み替える。

(11) 技術研鑽 | 技術者のCPD(継続教育)

評価項目	技術者の別		各団体が推奨する単位数に相当する数以上	各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1以上かつ推奨する単位数に相当する数未満	各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1未満又は単位なし
過去2年度におけるCPD取得単位	管理技術者		1	0.5	0
	担当主任技術者の分担業務分野	総合	1	0.5	0
		構造	1	0.5	0
		電気設備	1	0.5	0
		機械設備	1	0.5	0

解説

■評価の視点

ガイドラインP43 (16) 技術研鑽 技術者のCPD (継続教育) による。

■評価に関する運用事項

- ・標準型、簡易型とも、配置予定の管理技術者、担当主任技術者ごとに、上表により算出した値を評価点として評価する。
- ・担当主任技術者は、再委託を予定している協力者の技術者は評価しない。
- ・同一の担当主任技術者が複数の分担業務分野を担当する場合、最高の評価点となる1分野のみを評価し、評価点は重複して加算しない。
- ・「過去2年度」とは、直前2か年度（当該業務の発注年度は含まない。）をいう。
- ・年度当初（4～5月）の期間については、前年度分の各団体が公式に発行する単位取得状況を証明する資料（証明書）の発行が間に合わない場合があることから、当該業務の発注年度の前々年度及びその前の年度の2か年度を評価対象期間とできるものとし、入札条件又は入札公告及び入札説明書において示すものとする。

- ・技術資料提出時に配置予定管理技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、候補者の中で、管理技術者の評価の合計が最も低い者を評価対象とする。

例：配置予定管理技術者等として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合

管理技術者の評価項目		候補者の評価	
		候補者 A	候補者 B
専門技術力	技術者の業務経験（同種・類似業務）	2	0
	技術者の業務成績	2	0
専任性	技術者の専任性	3	1
情報収集力	技術者の業務経験（業務実施箇所）	6	3
技術研鑽	技術者のCPD（継続教育）	1	0
合計		14	4

この場合、評価点の合計が最も低い候補者Bが評価対象者となり、技術者のCPD（継続教育）の評価は「0点」となる。管理技術者の他の評価項目についても同様に評価する。

例：配置予定担当主任技術者（総合）として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合

担当主任技術者の評価項目		候補者の評価	
		（総合） 候補者 A	（総合） 候補者 B
資格要件	技術者の資格	1	0
専門技術力	技術者の業務経験（同種・類似業務）	1	0
	技術者の業務成績	1	0
技術研鑽	技術者のCPD（継続教育）	1	0
合計		4	0

この場合、評価点の合計が最も低い候補者Bが総合分野の評価対象者となり技術者のCPD（継続教育）の評価は「0点」となる。担当主任技術者の他の評価項目についても同様に評価する。

- ・継続教育（CPD）団体、各団体が推奨する単位数に相当する数、評価対象はガイドラインP43（16）技術研鑽 技術者のCPD（継続教育）による。

■技術資料作成時の留意事項

ガイドラインP43（16）技術研鑽 技術者のCPD（継続教育）による。

■記載内容を証明する添付資料

ガイドラインP43（16）技術研鑽 技術者のCPD（継続教育）による。

■注意事項

ガイドラインP43（16）技術研鑽 技術者のCPD（継続教育）による。

(12) 業務理解度 | 目的、条件、内容の理解

評価項目	評価基準	評価点	
		標準型	簡易型
具体的な 業務の目的、条件、内容 に関する理解度	対象建築物の特性と関連させて業務が理解され、かつ、仕様書に記載のない重要な事項についての記述が認められる。	30	—
	対象建築物の特性と関連させて業務が理解されているが、特に重要な事項についての記述が認められない。	15	—
	仕様書や共通仕様書程度の内容の記述となっている。	0	—

解説

■評価の視点

ガイドライン P46 (17) 業務理解度 目的、条件、内容の理解による。

■評価に関する運用事項

- ・本業務における最終目的としてどのような成果を目指すのか、どのような対象建築物の特性が存在し、業務にどのような影響を及ぼすのか、その対策等の記載内容を評価の対象とする。

■技術資料作成時の留意事項

ガイドライン P46 (17) 業務理解度 目的、条件、内容の理解による。

(13) 実施手順 | 実施手順と業務量把握の妥当性

評価項目	評価基準	評価点	
		標準型	簡易型
具体的な 実施手順と工程計画	記載内容が適切であり、工夫のある効率的な工程になっている。	20	—
	記載内容が適切であり、効率的な工程となっている。	10	—
	記載内容が適切であり、標準的な工程となっている。	0	—

解説

■評価の視点

ガイドライン P47 (18) 実施手順 実施手順と業務量把握の妥当性による。

■評価に関する運用事項

ガイドライン P47 (18) 実施手順 実施手順と業務量把握の妥当性による。

■技術資料作成時の留意事項

ガイドライン P47 (18) 実施手順 実施手順と業務量把握の妥当性による。